

デンパーク メルヘン号 製作・納品業務に係る公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨

安城市（以下「発注者」という。）は、デンパーク メルヘン号 製作・納品業務（以下「業務」という。）を行う事業者（以下「受注者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定します。

2 業務概要

(1) 業務名

デンパーク メルヘン号 製作・納品業務

(2) 業務場所

受注者所在地

愛知県安城市赤松町梶1番地 デンパークほか

(3) 業務内容

別紙1「デンパーク メルヘン号 製作・納品業務 仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

4 提案上限額

35,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 プロポーザルのスケジュール

日 程	項 目
令和3年6月30日（水）	公告
7月 6日（火）	質問書提出期限
7月 9日（金）	質問書回答（予定）
7月15日（木）	参加表明書提出期限
7月21日（水）	企画提案書提出期限
7月29日（木）	プレゼンテーション審査会
8月 4日（水）	結果通知発送（予定）
8月中	仕様書詳細協議／契約締結

6 プロポーザルへの参加資格

当プロポーザルに参加を希望する者（以下、「参加者」という。）は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 安城市入札参加資格者名簿（物品・その他委託）に登録されている者、または当業務により製作・納品を行うデンパークメルヘン号に類似した乗合自動車または電動車等の製作・納品の実績を有する者。
- (2) 提出書類の提出期限から契約締結日までに、安城市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 通知の日から企画提案書の提出期限までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

7 プロポーザルへの参加

参加者は、別紙「参加表明書」（様式1）を提出すること。参加表明書は、持参または郵送でも受け付けるものとするが、郵送の場合、提出期限までに必着とする。

- (1) 提出期限 令和3年7月15日（木）午後5時
受付日は事務局が受領した日とする。郵送の場合は、その旨を安城市役所産業環境部農務課農政係へ電話連絡すること。なお、郵送事故等の責任は負いません。
- (2) 参加表明書には、次の事項が記載された書面を添付すること。
 - ア 会社等概要（様式は任意）
 - イ 本業務の実施体制（様式2）
 - ウ 同種又は類似業務の実績（様式3）
 - エ 6（1）で安城市入札参加資格者名簿（物品・その他委託）に登録されていない者は納税証明書
法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税の直近1年間分（非課税の場合はそれを証明するもの）
- (3) プレゼンテーション審査会日程通知
参加表明書（添付書類含む。）を提出し、参加資格要件を満たすと判定された参加者には、プレゼンテーション審査会の日程をメールにて通知します。なお、参加資格要件を満たさないと判定された参加者は、その理由を掲載の上、文書にて通知します。

8 質問について

(1) 提出方法

別紙「質問票」(様式4)により、件名を「デンパーク メルヘン号 公募型プロポーザル質問」とした電子メールで提出すること。なお、送信後、安城市役所産業環境部農務課農政係へ電話にて確認すること。

電話・FAXによる質問は受け付けません。また、本実施要領・仕様書に関する内容以外の質問は受け付けません。

電子メール：nomu@city.anjo.lg.jp 電話：0566-71-2233

(2) 提出期限

令和3年7月6日(火)午後5時

(3) 回答方法

令和3年7月9日(金)(予定)に質疑及び回答をホームページに掲載します。

9 企画提案書の内容

企画提案書の作成にあたっては、以下の項目を満たすこと。

(1) 企画提案書の体裁

1者1案とする。

様式は任意とする。

(ア) A4版10ページ以内で作成すること。ページ数に表紙、見積書は含まない。また、A3版のページは2ページ分として計算し、各ページにページ番号を付記すること。

(イ) 文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(ウ) 見易さに配慮すること。また、企画提案書は左側2点の片綴じで、フラットファイルなどを用いて綴り、項目ごとにインデックスをつけること。

(エ) 企画提案書の内容をすべて収めたデータ資料をCD・DVD等メディアにして提出すること。

(2) 記載内容

(ア) 製品の仕様と特徴

(イ) デザイン案(編成車両のデザインを3案以上作成すること)

(ウ) 運用における工夫

(エ) 製作スケジュール

(オ) メンテナンスとリスクマネジメント

(3) 見積書 金額の内訳の概要が分かること。

(4) 提出部数

印刷物は8部、データ資料は1部とする。

10 企画提案書の提出

(1) 提出方法

安城市役所産業環境部農務課農政係の窓口を持参または郵送してください。なお、窓口持参の場合は事前に電話連絡の上、提出すること。

郵送の場合は、書留郵便又は配達証明付（提出期限までに必着）に限ります。なお、郵送事故等の責任は負いません。

(2) 提出期限

令和3年7月21日（水）午後5時

11 提案者の選定

(1) 選定委員会の設置

発注者は、優れた参加者を選定するため、デンパークメルヘン号製作・納品業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会は、提案の審査を行い、優秀な提案を行った参加者を選定します。

(2) 優先交渉権者の決定等

発注者は、選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案を行った参加者を優先交渉権者として決定します。

(3) プレゼンテーション審査会

ア 日 時 令和3年7月29日（木）

イ 場 所 安城市役所さくら庁舎

ウ 説明者 説明者は3人まで。本業務を実際に行う担当者を主とすること。

エ 時間割 準備10分、説明20分、質疑応答20分

オ 機器の使用 審査当日にパワーポイント等プレゼン用ソフトの使用を可とします。使用機器・ソフトについては、参加表明書に記載すること。なお、スクリーン、プロジェクターは発注者で準備しますが、説明に使用する場合の機器接続等準備は参加者が行うものとします。

カ その他 新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインによるプレゼンテーションを可とするので、参加表明書に参加形式を記載すること。実施方法については、別途通知します。

1 2 選定基準

- (1) 「評価基準」は、別紙2のとおりです。
- (2) 選定委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行います。
- (3) 審査方法は、委員ごとに評価し、その合計点が高い順に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者として選定します。
なお、同数の場合は、その参加者の中で第2位を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各委員の総合点数がより高い参加者を優先交渉権者とする。
優先交渉権者が辞退した場合、または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の参加者を優先交渉権者に選定します。
- (4) 全委員の総合点数が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者としません。

1 3 審査結果について

- (1) 審査終了後、審査結果を提案者に個別に文書で通知します。
- (2) 審査結果についての異議申し立てはできません。

1 4 提案の無効について

次のいずれかに該当する場合は無効とします。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (4) 著しく信義に反する行為が認められる場合
- (5) 見積書の金額が提案上限額を超える場合

1 5 契約の締結

- (1) 優先交渉権者と発注者が協議し、仕様書を確定させた上で契約を締結します。仕様書の内容は提案された内容を基本としますが、優先交渉権者と発注者との協議により最終的に決定します。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定します。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとします。
- (3) 優先交渉権者と発注者との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の参加者と協議を行うこととします。

16 その他

- (1) 運行コース、現行車両をデンパークで現地確認する時間を、令和3年7月6日（火）午前10時～正午に希望する参加者で日程調整のうえ設定しますので、希望する場合は令和3年7月5日（月）正午までに安城市役所産業環境部農務課農政係へ電話にて連絡すること。なお、現地での直接の質問は受付しませんので、質問がある場合は、「8 質問について」により行うこと。
- (2) 誤字等を除き、企画提案書提出後の内容変更及び追加は、原則として認めません。
- (3) 企画提案書作成に要する費用等、今回の提案に係る一切の費用は参加者の負担とします。
- (4) 提出された企画提案書・データ資料は返却しないものとします。なお、提出された企画提案書・データ資料を参加者に無断で、本件の目的以外に使用することはありません。
- (5) 参加表明書を提出後に辞退する場合は、速やかに連絡し、別紙「辞退届」（様式5）を提出すること。なお、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとします。
- (6) 各様式は、必要事項の記載があれば、レイアウト等変更を可とします。

問合せ先及び各種書類の提出先

安城市役所 産業環境部 農務課 農政係（北庁舎3階69番窓口）

〒446-8501 安城市桜町18番23号

電話番号（0566）71-2233（直通）

FAX番号（0566）76-1112

電子メール nomu@city.anjo.lg.jp